

宮城県犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 県は、宮城県犯罪被害者等支援条例（令和5年宮城県条例第44号）以下「条例」という。）第16条に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を負った者の経済的負担を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、予算の範囲内において、宮城県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を給付することとし、その給付にあたっては、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

(1) 犯罪行為

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害

犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により知事が確認できるものに限る。

(3) 犯罪被害者

犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 犯罪被害者等

犯罪被害者及びその遺族をいう。

(5) 重傷病

犯罪による負傷又は疾病（精神疾患を含む）であって、その治療を要する期間が1か月以上と医師に診断されたものをいう。

(6) 犯罪被害を知った日

死亡した場合は、遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、重傷病を負った場合は、犯罪被害が発生した日又は医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところとする。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額

30万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた次条第二項の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額

10万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた犯罪被害者

(3) 前2号に定める見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた場合は、県内に居住していたことが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有していた者」と見なすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、前項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母について養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の給付の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第5条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）があつた場合。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合又はその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者若しくは第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があつた場合

- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であった場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められる場合

（遺族見舞金の給付の申請）

第6条 遺族見舞金の給付を受けようとする者は、宮城県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第1号の1）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、同申請書2(1)により振込依頼書を後日提出する場合は、見舞金給付決定通知を受けた後すみやかに、宮城県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）振込依頼書（様式第1号の2）を知事に提出すること。ただし、申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害による死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (6) その他、知事が必要と認める書類

2 前項の場合において、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を当該遺族見舞金の申請についての代表者と定め、宮城県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（重傷病見舞金の給付の申請）

第7条 重傷病見舞金の給付を受けようとする者は、宮城県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）給付申請書（様式第3号の1）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、同申請書2(1)により振込依頼書を後日提出する場合は、見舞金給付決定通知を受けた後すみやかに、宮城県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）振込依頼書（様式第3号の2）を知事に提出すること。ただし、申請者が未成年者である場

合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請することができる。

- (1) 治療に要する期間及び負傷の状態を証明する医師の診断書
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

(申請期限)

第8条 見舞金の給付の申請は、犯罪被害者等が当該犯罪被害を知った日から2年を経過した場合又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過した場合は、することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に申請ができなかったときは、その理由が消滅した日から6月以内に限り、同項の申請をすることができる。

(給付等の決定)

第9条 知事は、第6条又は第7条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、見舞金の給付を決定するものとし、その決定の内容を宮城県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するとともに、見舞金を給付する。

- 2 知事は、前項の審査の結果、給付が適当でないと認めたときは、宮城県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。
- 3 知事は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、必要があると認める時は、関係機関等への照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

(給付決定の取消等)

第10条 知事は、見舞金の給付決定を受けた者が、当該給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるとき又は第5条の規定に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

この場合において、既に見舞金が給付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 見舞金の給付を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供することができない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。